

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例(案)」 パブリックコメント資料

今回、新たに条例を制定しますことから、生駒市パブリックコメント手続き条例に基づき、市民の皆さまからのご意見を伺うものです。

1. この条例を制定する経緯

学校体育施設の開放事業につきましては、学校のご理解とご協力により、地域の住民の方が気軽にスポーツ活動を行うことができるよう、学校休業日にその学校に関係する地域の団体に施設を開放していただけてきました。

しかし、使用可能な団体や区分、時間帯等が学校ごとの判断により運用されたことにより、学校ごとに異なるルールが定着し混乱が生じています。また、台帳による使用団体の管理や調整、使用するための申し込み手続きや鍵の受け渡し等の業務や鍵の紛失等のトラブル対応が発生し、学校職員の負担が大きく、学校における働き方改革の一環により、運用のあり方の改善が求められています。さらに、施設の維持管理費や光熱水費等の経費高騰に伴い、金銭的な負担が増加しています。また、現在整備を進めている、体育館の空調設備の導入により、使用ルールを定める必要も生じました。

これらのことから、現状のままでの学校体育施設開放事業の継続は難しく、見直しを行わなければならない状況となりました。

見直しにあたり、(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例を制定し、使用団体の資格や時間区分等ルールの統一化や明確化を行い、学校開放事業を市民の方々に分かりやすいものとし、施設の維持管理費、光熱水費等、事業にかかる経費の一部を受益者の方々にご負担いただくことで、今後も継続して、学校体育施設の開放事業を運用していきたいと考えています。

併せて、申請方法や鍵のデジタル化により、施設使用の予約から開錠施錠までを学校職員に頼らない仕組みを整えていきます。

今まで、学校の体育施設を利用しておられる団体の皆さまには、新たな負担が生じることとなりますが、見直しの経緯をご理解くださいますようお願いいたします。

学校の体育施設を使用しておられない皆さまにも、これらの経緯をふまえご意見いただきますようお願いいたします。

2. 現状の課題

- ・使用可能団体や区分、時間帯、平日使用等のルールが学校ごとに異なっており公平性が保たれていない。
 - ・施設使用については台帳で管理されていることや鍵の受け渡し等、使用者にとって申込手続き等の負担がある。
 - ・使用団体の使用調整や施設使用時の鍵の受け渡し等、学校職員に大きな負担が生じている。
 - ・施設の維持管理費や光熱水費等の経費が、近年の物価高騰により、学校経費の大きな負担となっている。
- さらに、体育館の使用について空調設備の整備により電気代等が著しく増加する。

3. 課題に対する現在の取り組み

- [R5] ・体育館入口扉の電子錠の設置(モデル校での実施)
- [R6] ・申請方法のデジタル化に伴う施設予約システム導入の決定
- [R7] ・申請方法のデジタル化に伴う施設予約システムの構築・体育館入口扉の電子錠の導入

4. 条例(案)の内容

(1)目的

この条例は、生駒市における社会体育の普及のため、学校の体育館及び運動場（以下、「学校体育施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒及び一般市民の使用に供することに関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(2)名称及び位置

学校体育施設の名称及び位置は、以下の通りとします。

・体育館及び運動場

名称	位置
生駒市立生駒小学校	生駒市山崎町 4 番 44 号
生駒市立生駒南小学校	生駒市萩原町 335 番地
生駒市立生駒台小学校	生駒市新生駒台 1 番 33 号
生駒市立生駒東小学校	生駒市東生駒 4 丁目 398 番地 110
生駒市立真弓小学校	生駒市真弓 1 丁目 11 番 15 号
生駒市立俵口小学校	生駒市俵口町 614 番地 1
生駒市立鹿ノ台小学校	生駒市鹿ノ台西 1 丁目 5 番地 2
生駒市立桜ヶ丘小学校	生駒市桜ヶ丘 7 番 15 号
生駒市立あすか野小学校	生駒市あすか野南 2 丁目 5 番 1 号
生駒市立壱分小学校	生駒市壱分町 356 番地 1
生駒市立生駒南第二小学校	生駒市小平尾町 927 番地
生駒市立生駒中学校	生駒市西松ヶ丘 9 番 19 号
生駒市立生駒南中学校	生駒市萩原町 90 番地
生駒市立生駒北小学校及び 生駒市立生駒北中学校	生駒市高山町 6794 番地
生駒市立緑ヶ丘中学校	生駒市緑ヶ丘 2232 番地
生駒市立鹿ノ台中学校	生駒市鹿ノ台南 2 丁目 16 番地
生駒市立上中学校	生駒市上町 3000 番地
生駒市立光明中学校	生駒市小明町 55 番地
生駒市立大瀬中学校	生駒市小瀬町 911 番地 1

(3)使用資格について

施設を使用することができるものは、原則として次のいずれにも該当する団体で教育委員会に登録されているものとします。

- ① 生駒市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成されていること。
- ② 当該団体に責任監督者としての成人が含まれていること。
- ③ 構成員が 10 人以上であること。

(4)利用の登録について

学校体育施設を利用しようとする団体は、毎年度あらかじめ教育委員会の登録を受けなければなりません。

(5)管理について

学校体育施設の開放に関する事務は、教育委員会が行うものとします。

学校体育施設の開放については、教育委員会が管理し、その責任を負うものとします。

(6)使用の許可について

学校体育施設を使用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければなりません。

教育委員会は、許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができます。

(7)使用の制限について

教育委員会は、使用目的又は使用内容が次のいずれかに該当すると認めるときは、学校体育施設の使用を許可しません。

- ① 学校の授業や学校生活等に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- ② 学校施設を汚損するおそれがあるとき。
- ③ 管理上支障があるとき。
- ④ 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用、その他政治的活動のための使用
- ⑤ 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教的活動のための使用
- ⑥ 営利を目的とするとき。
- ⑦ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- ⑨ その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(8)使用許可の取消し等について

教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができます。

- ① その使用が(7)の規定のいずれかに該当するに至ったとき。
- ② その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- ③ 学校施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- ④ その他この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(9)本市の免責について

(8)の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、学校体育施設の使用の許可を受けた団体(以下「使用者」という。)に損害が生じることがあっても、本市及び教育委員会は、これに対して補償の責任を負いません。

(10)使用料について

使用者は、使用料を納付しなければなりません。

なお、使用料は別紙の通りとします。

また、別紙に定めのない時間の使用料については、教育委員会が認めた場合は、体育館1時間当たり 340 円、運動場1時間当たり 250 円とします。

※なお、使用料については、生駒市パブリックコメント手続条例第3条第2号イの規定により、パブリックコメントの対象外となりますが、参考としてお示しをしております。ご了承のほどお願いいたします。

(11)使用料等の減免について

市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができます。

(12)使用料等の還付について

既納の使用料は、還付しません。

しかし、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料の全部又は一部を還付することができます。

(13)権利の譲渡等の禁止について

使用者は、学校体育施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはなりません。

(14)設備について

使用者は、学校体育施設の使用に関し、特別な設備を使用等するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(15)原状回復義務について

使用者は、学校体育施設の使用を終了したとき、又は(8)の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければなりません。

(16)入館及び入場の制限について

教育委員会は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、学校体育施設への入館若しくは入場を拒否し、又は学校体育施設からの退館若しくは退場を命ずることができます。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- ② 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
- ③ 動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 7 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。)を携行する者
- ④ 学校施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- ⑤ 学校施設の管理上支障がある者
- ⑥ その他教育委員会が不相当と認める者

(17)損害の賠償について

使用者は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、学校施設を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。

(18)委任について

この条例に定めるもののほか、学校体育施設の管理に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定めます。

5. 施行期日

令和8年4月1日

学校体育施設使用料一覧

別紙

1.小学校体育館（平日）

区分	夜間※1 16:00～21:00
体育館全面	1,000円

- ※1 上記時間のうち3時間の使用となります。
- ※ 以下の者（以下、「児童生徒」という。）が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。
- ・指導者の元で運営運営されている市内在住・在学の中学生以下の者で構成された団体

2.中学校体育館（平日）

	夜間 18:00～21:00
体育館全面	1,000円

- ※ 児童生徒が使用する場合の使用料は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。

3.小中学校体育館（休日）

区分	午前 9:00～12:00	午後 12:00～15:00	夕方 15:00～18:00	夜間 18:00～21:00
体育館全面	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

- ※ 児童生徒が使用する場合の使用料は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。

4.小学校運動場（平日）

区分	夜間(薄暮利用)※1 17:00～19:30
運動場全面	700円

- ※1 夜間(薄暮利用)の使用は、原則として5月1日～8月31日の期間のみです。
- ※ 児童生徒が使用する場合の使用料は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。

5.中学校運動場（平日）

	夜間(薄暮利用)※1 18:00～19:30
運動場全面	400円

- ※1 夜間(薄暮利用)の使用は、原則として5月1日～8月31日の期間のみです。
- ※ 児童生徒が使用する場合の使用料は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。

6.小中学校運動場（休日）

	午前 9:00～13:00	午後 13:00～17:00	夜間(薄暮利用)※1 17:00～19:30
運動場全面	1,000円	1,000円	700円

- ※ 夜間(薄暮利用)の使用は、原則として5月1日～8月31日の期間のみです。
- ※ 児童生徒が使用する場合の使用料は、上表の金額の2分の1に相当する額となります。

7.附属設備

市長の定める額

- ※現在ところ空調設備のみを想定しており、今後規則で定める予定です。

※なお、使用料については、生駒市パブリックコメント手続条例第3条第2号イの規定により、パブリックコメントの対象外となりますが、参考としてお示しをしております。ご了承のほどお願いいたします。